

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 食品衛生法施行細則の一部改正
◇告示 種畜の廃用

規則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十五号

証明書番号

昭二八鳥取第三号	名前	種	類
昭二八鳥取第三号	蘭竜	黒毛和種	
昭二八鳥取第三号	新東		
昭二八鳥取第六号	藤秀		
昭二八鳥取第七号	丸喜		

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
食品衛生法施行細則（昭和二十四年二月鳥取県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の但書を加える。
但し、飲食店営業については、業態が特殊なもので知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百六十一号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年八月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

飼 養 者	住 所	氏 名
鳥取市吉方	山 本	巖 名
八頭郡池田村	山 根	鹿 藏
郡家町	柿 田	勝 治
智頭町	福 安	饒 穂